

創業支援資金

(責任共有制度対象外)

【離職者等起業促進支援は、知事確認要】

融資対象

県内で創業しようとする者で、次のいずれかに該当するもの

1. 創業一般

(1) 事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する者
(2) 事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後5年未満の者

2. 創業・分社化

(1) 事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する者
(2) 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する者(分社化)
(3) 事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記(2)(分社化)による会社設立後5年未満の者

【離職者等起業促進支援】

上記の1.～2.に該当する者で、離職後5年以内もしくは60歳以上の者であると知事の確認を受けたもの
【認定特定創業支援事業の支援を受けた者】

上記の1.～2.に該当する者で、「産業競争力強化法」に基づき、市町村と認定連携創業支援事業者(商工会等)が実施する特定創業支援事業による支援を受け、市町村長による証明書の発行を受けたもの

資金使途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	1. 創業一般 2,000 万円	7年 (1年) 以内	1.575%
	2. 創業・分社化 1,500 万円		
	※(1)は自己資金と同額まで ※2.(2)(分社化)によるもの以外は、併用により3,500万円まで 利用可		

保証料率(年)

0.80% (商工会経由は0.50%)

【離職者等起業促進支援】利用者または【認定特定創業支援事業の支援を受けた者】は
0.0% (奈良県が全額負担)

取扱金融機関(順不同)

商工組合中央金庫奈良支店、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、第三銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合

担保及び保証人

- ・奈良県信用保証協会の保証が必要
- ・法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

備考

〈【離職者等起業促進支援】及び【認定特定創業支援事業の支援を受けた者】に関するお問い合わせ先〉
・地域産業課(電話0742-27-8807)

※借換不可